

令和3年(2021年)版

市民リサイクルの手引き



 熊本市

市民リサイクル活動助成金制度について

熊本市は、再生資源のリサイクル活動を応援します！

熊本市では、リサイクルによる資源物の有効利用を推進するとともに、地域コミュニティの形成を促すため再生資源のリサイクル活動に対して助成金を交付しています。

1. 制度の概要



団体登録

助成金交付を受けるためには、あらかじめ市に団体登録をすることが必要です。登録の手続きは、各区役所総務企画課または市役所ごみ減量推進課で随時受付けています。

対象となる団体

熊本市内の住民で構成され、市内で集団回収活動を行う、営利を目的としない団体が対象です。（※年に2回以上回収を行うよう努めてください。）

助成金の申請

助成金の申請は、上半期（1～6月）と下半期（7～12月）の集団回収活動に分けて、年に2回受付を行います。申請時期に登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので、書類の内容を確認し、必要事項を記入後、各区役所総務企画課または市役所ごみ減量推進課に期日までに来課のうえ申請してください。

助成金の支払い

助成金は、助成金交付申請書の内容を確認した後、ご指定の口座に振り込みます。

2. 助成品目

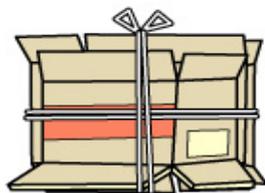


助成品目

※助成対象となるのは家庭から出た資源物です
(事業所から出たものは対象となりません。)



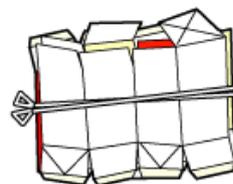
新聞紙



段ボール



雑紙



紙パック



びん類



アルミ類、スチール類



古着

3. 制度の名称変更



制度浸透による登録団体の増加やリサイクル活動の増加を図るため、事業内容をイメージしやすく、親しみのある名称に変更をします。

➤新名称 **市民リサイクル活動助成金制度**



4. 表彰制度の導入【新規】



地域コミュニティの活性化や資源物の回収量の増加を図るため、回収量の多い団体等にエコグッズ等や感謝状を贈呈します。

対象となる団体の基準は以下のとおりです。

- 基準1：各カテゴリーごと（自治会、子供会等）で年間回収量が多い上位3団体
- 基準2：新規登録団体の中で1か月間の平均回収量が多い上位3団体（基準1に該当した団体は除く）
- 基準3：年間実施回数の内1回あたりの平均回収量が多い上位3団体（基準1、2に該当した団体は除く）



記念品（エコグッズ等のイメージ）
※年度によって品物等は異なります。



熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えています。

※お問い合わせは熊本市 地域活動推進課まで

電話 328-2036



5. 助成金増額改定等の詳細【拡充】



令和3年（2021年）7月から、これまで以上に資源物を集めれば集めるほど助成金がアップする制度に変更します！本市の制度が政令指定都市の中でも最も高い助成額になります。変更内容は下記のとおりです。

【回収量助成金】

種 類	品 目	令和3年6月までの助成金単価	令和3年7月からの助成金単価
古紙類	新聞紙、雑紙、段ボール及び紙パック（500ml以上のものに限る）	1kg当たり6円	1kg当たり7円
ガラスびん類 （再使用可能なびん）	一升びん	1本当たり6円 （1本は1kgと換算する）	1本当たり7円 （1本は1kgと換算する）
	ビールびん、Rびんなど	1本当たり3円 （1本は0.5kgと換算する）	1本当たり3.5円 （1本は0.5kgと換算する）
金属類	アルミ類、スチール類（市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る）	1kg当たり6円	1kg当たり7円
布 類	古 着	1kg当たり6円	1kg当たり7円

※令和元年度の助成額でのシミュレーション結果

市全体で現行制度：38,449千円 ⇒ 新制度：42,227千円と約3,800千円増額。

【回数助成金】

令和3年6月まで

回収量に応じた助成金とは別に、1月1日から6月31日までの期間の実施回数が3回以上の団体については、次の算式により助成金を交付する。

ただし、この実施回数に応じた助成金は、1団体あたり年額24,000円を限度とする。

$$(\text{実施回数} - 2) \times 2,000 \text{円}$$

令和3年7月から

回収量に応じた助成金とは別に、7月1日から12月31日までの期間の実施月数に応じて、次の算式により助成金を交付する。

$$(\text{実施月数}) \times 1,000 \text{円}$$

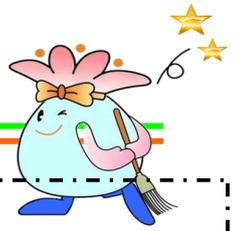
※実施回数による助成金は下期にまとめて交付します。

いっぱい集めてね！

できるだけたくさんの量をまとめて集めると、登録業者も出張買取してくれますよ！



6. 助成金交付までの流れ



市民リサイクル活動

登録団体による資源物回収

町内や団体内で十分に周知し、できるだけ多くの資源物が集まるように工夫しましょう。

登録業者への引渡し

登録業者から受領書(計量・計算書)を受け取り申請時期まで保管

【計量・計算書受領時の注意】
回収量、買取金額等の記載内容及び登録業者の印鑑の有無等の確認をしましょう。

※ 計量・計算書の原本は申請時に市へ提出してください。

市役所へ実績報告及び助成金申請

助成金の申請は、上半期(1~6月)と下半期(7~12月)の回収活動に分けて、年に2回受付を行います。申請時期に登録団体の代表者の方へ申請に必要な書類を送付しますので書類の内容を確認し、必要事項を記入後、期日までに来課して申請

【提出書類】

- ・市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書(様式第4号)
- ・請求委任書(様式第5号)
- ・登録業者からの計量・計算書(原本)
- ・振込み通帳のコピー

※ 申請受付期間に申請(郵送不可)がない場合は助成金の支払いができません。

申請の際は、代表者の印鑑(シャチハタ印は不可)をお持ちください。

助成金の交付

申請するすべての登録団体の助成金交付申請書提出の有無を確認後、申請書内容を審査し、指定の口座へ振り込み

指定の口座へ振込後、団体の代表者の方へ振込みの通知をしますので、交付決定金額を確認し、通帳を確認しましょう。

【振込み予定】 (上半期) 8月末
(下半期) 2月末

※ 申請時のお届け口座内容等に不備があった場合は、振込みの手続きが遅れます。

4. 市民リサイクルのメリット



市民リサイクルを行うことでたくさんのメリットがあります。

家庭から出るごみの減量

市民リサイクルを行うことで、家庭ごみの減量・リサイクルの推進につながります。



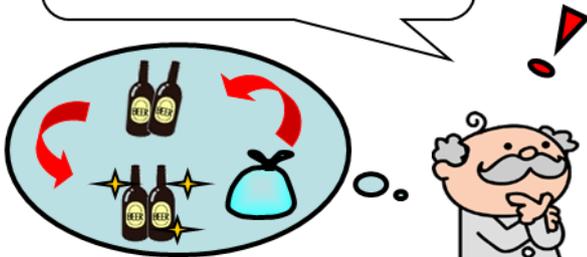
資源物が効率よく集まる

多くの家庭から回収できるので資源が効率よく大量に集まります。



リサイクル意識が高まる

市民リサイクル活動をすることで参加者のリサイクル意識が高まります。



活動資金として有効利用

登録業者からの買い取り金に加え、市から助成金が出るので団体の活動費用に活用できます。



地域コミュニティに役立つ

市からの助成金は地域の夏祭りや親睦会等の活動費用として幅広く活用いただけます。



資源物の持ち去り防止

ごみステーションへ出される資源物が減り、持ち去り行為の抑制につながります。



8. 回収した資源物の引き渡し方



回収した資源物は登録業者に引き渡しましょう。

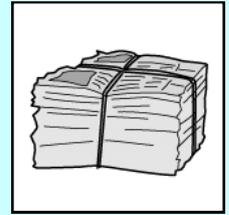
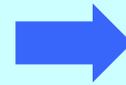
資源物の引き取り方は登録業者によって異なりますので、収集方法や引取り単価等も含め資源物の出し方について回収を依頼する登録業者に確認しましょう。

(注意) 紹介するのは一般的な引渡しの一例です。

古紙類の出し方

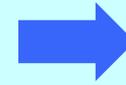
新聞紙

- ・新聞紙に入っている折込チラシはそのまま（まとめて十字に縛る）



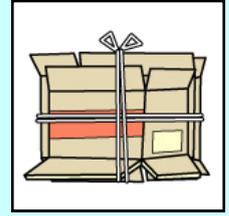
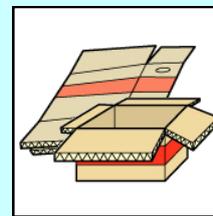
雑紙

- ・雑誌、本、菓子箱、包装紙、封筒など（まとめて十字に縛る）
- ・または、紙袋に入れて中が出ないように縛って出す



ダンボール

- ・ダンボールのみで（まとめて十字に縛る）



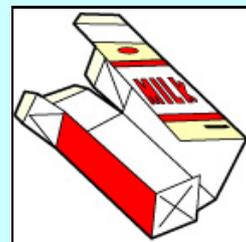
紙パックの出し方

紙パック

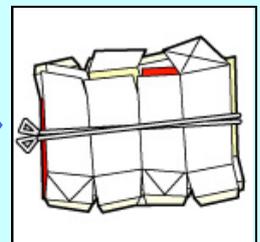
（500ml 以上に限る）



① 洗って



② 開いて



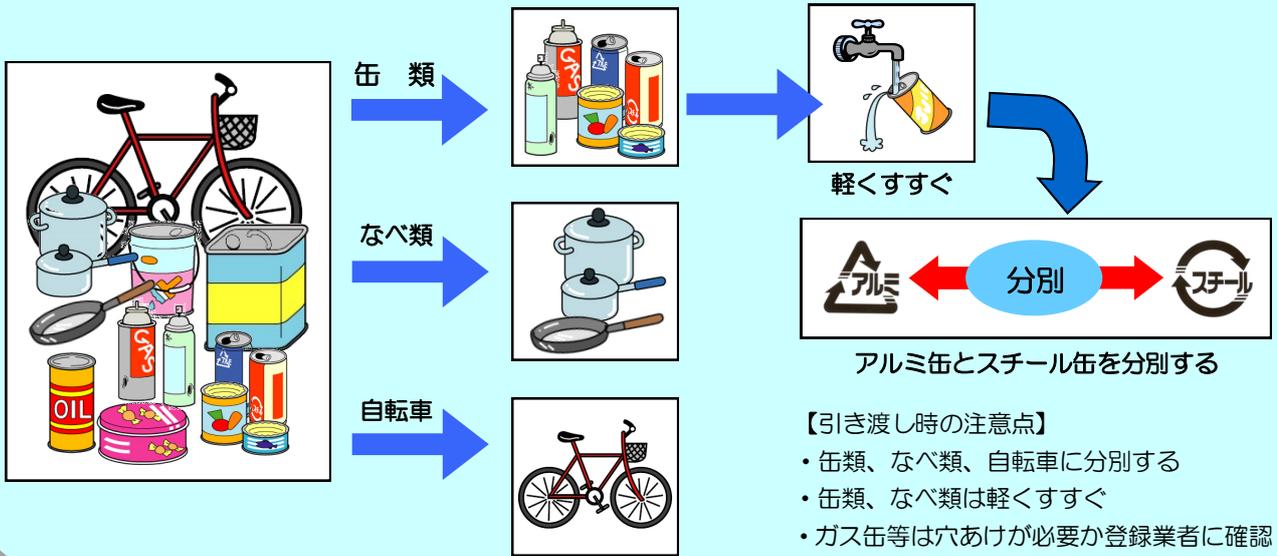
③ 乾かして
まとめて縛る

【回収できないもの】

- ・500ml未満の紙パック
- ・汚れやカビがひどいもの
- ・プラスチック等の注ぎ口がついているもの
- ・内側がアルミコーティングされているもの

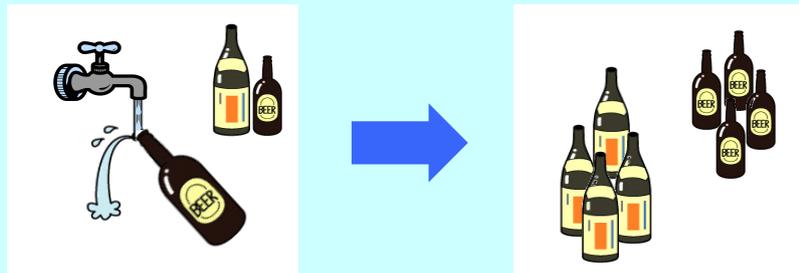
金属類の出し方

アルミ・スチール類 (市が収集する資源物に限る)



びん類の出し方

ガラスびん (再使用可能なびん)

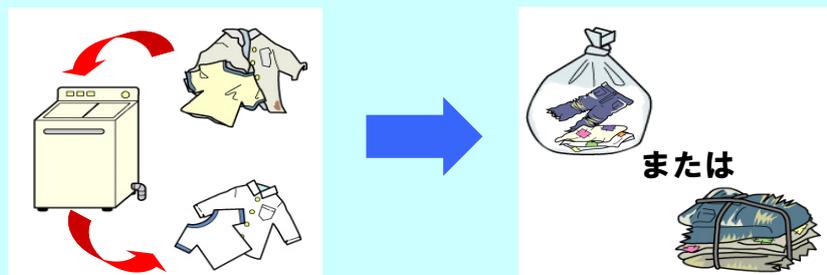


【引き渡し時の注意点】

- 軽くすすぐ
- びんの種類別 (一升びん、ビールびん、Rびんなど) に分別する

布類の出し方

古着 (下着は不可)



【引き渡し時の注意点】

- 洗濯する
- 袋に入れるか十字に縛る

9. 登録団体の皆様へのお知らせとお願い



◆ 活動は「ごみステーション以外」の場所で！

(市民リサイクル目的でもごみステーションから資源物の回収を行うと条例違反になります。)

市民リサイクル活動行う場合は、できるだけ「ごみステーション以外」の場所で行いましょう。

ごみステーション以外の場所で活動を行えば、市の定期収集日でも周囲からの誤解を受けることはありません。できるだけごみステーションと違う所に集積場所を確保しましょう。

定期収集日には、ごみステーションを回収の場所としては使用しないでください。

市民リサイクル活動でごみステーションを使用する場合、周辺にお住まいの皆さんの誤解を招くおそれがありますので、市の定期収集日は絶対に使用しないでください。

◆ 資源物の引取り単価は変動します！

(資源物の引取り価格は市況によって常に変動します。)

登録業者に引取り価格を確認してみてもいい？

登録業者の引取り単価は、登録団体の引取り依頼内容(収集の形態、回収量等)によって違います。回収した資源物は登録業者であればどこにでも引渡しができます(品目ごとに別の登録業者に引渡し可能)ので、直接連絡して引取り単価について尋ねてみてはいかがでしょうか。

直接、登録業者に持ち込んでみては？

市民リサイクル活動で回収した資源物を登録団体が自ら持ち込むことによって、登録業者が収集に要する燃料費等の諸経費が発生しないため、引取り単価が変わる場合があります。登録業者に持ち込み時の単価等を確認し、直接持ち込んでみてはいかがでしょうか。

また、回収量が少ないと引き取ってもらえない場合もあります。業者に確認してみましよう。

◆ 登録事項に変更があったら申請を！

(登録事項に変更が生じた場合は指定の様式で申請が必要です。)

代表者の変更があった場合は速やかに申請してください。

代表者の方が代わられた場合や、団体名の変更等がありましたら、専用の変更届を必ず提出してください。(ごみ減量推進課もしくは各区総務企画課まで)
様式をお持ちでない場合も、上記にご連絡ください。

変更届の提出がない場合は、登録状況が変わらず、申請書類が届かない等の不備が生じて助成金の申請ができない場合がありますのでご注意ください。

集団回収登録業者（令和3年（2021年）4月現在）

地区	登録業者	事業所所在地	電話番号
中央区	(株)白菱 熊本支店	熊本市中央区本山1丁目6-27	096-319-2255
	(株)西原商店	熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
東区	有価物回収協業組合石坂グループ本社	熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
	(株)カネムラエコワークス 小山工場	熊本市東区小山7丁目4-54	096-389-3030
	大和紙料(株) 熊本リサイクルセンター	熊本市東区御領6丁目3-50	096-292-7210
西区	(株)アースT・K	熊本市西区城山半田3丁目5-29	096-342-4787
	有価物回収協業組合石坂グループ西部事業所	熊本市西区上代7丁目28-11	096-329-2002
	(有)馬場商店	熊本市西区上熊本2丁目1-46	096-352-0113
	(有)平井商会	熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
南区	社会福祉法人 環友會	熊本市南区近見9丁目10番50号	096-325-0007
	(有)熊本ウエス川野商店	熊本市南区富合町南田尻950-1	096-357-6631
	(株)熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8丁目8-35	096-357-0070
	(有)クリンケア産業	熊本市南区江越2丁目7-12	096-379-7011
	(有)大和観光資源開発	熊本市南区富合町田尻427-1	096-358-3730
	(株)田中商店	熊本市南区良町5丁目22-26	096-378-0310
	(株)西原商店 城南営業所	熊本市南区城南町下宮地903-1	0964-28-5210
	(有)都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見8丁目13-92	096-353-2906
	(有)森山商店	熊本市南区銭塘町211-1	096-228-4956
	山口資源株式会社 くまもと山源営業所	熊本市南区城南町隈庄401番地	0964-28-2230
	(株)龍紙材	熊本市南区出仲間1丁目2-53	096-378-1001
北区	アトム回収社	熊本市北区植木町滴水661-1	096-273-2045
	(有)オー・エス収集センター	熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
	九州紙業	熊本市北区龍田7丁目16-8	096-338-7289
	富田商店	熊本市北区楠野町136-2	090-8398-7236
	(株)永野商店	熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
	(株)中山商店	熊本市北区植木町投刀塚15	096-272-0100
	(株)星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5-76	096-338-6421
	(有)River Field 熊本資源リサイクル	熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
市外	有価物回収協業組合石坂グループ大津事業所	菊池郡大津町杉水3746	096-293-0561
	(有)緒方清掃	宇土市新開町東開1895-32	0964-23-2518
	河内商店	上益城郡益城町木山字上辻759	096-286-1569
	(有)クリーン健康社	山鹿市鍋田1507-2	0968-43-6348
	(有)升富	合志市須屋2286-1	096-242-1057
	(有)熊南金属	上益城郡御船町大字高木1841-2	096-282-2752

リサイクル保管庫設置補助金交付制度について

(制度の概要)

市民リサイクル活動の推進を図るため、市民リサイクルによって回収された資源物を保管する「保管庫」の設置及び購入に対して補助金を交付します。



○ 交付対象となる保管庫

下記の要件をいずれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

○ 補助金の額

設置及び購入費用（消費税を含む。）の2分の1 ※限度額100,000円

※過去に補助金の交付を受けた団体については、限度額から過去の補助金を差し引いた額を上限とする。

○ 交付の条件

- (1) 「熊本市市民リサイクル活動登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適性に行うこと。
- (3) 市民リサイクル活動の資源物保管以外の目的に使用しないこと。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう。



団体内で保管庫の場所を十分に周知して、なるべく多くの方が利用できるようにしましょう。
(保管庫に登録団体名を掲示するなどの工夫を！)

保管庫設置時の注意！

◆ リサイクル保管庫を設置する場所を確保しましょう。

リサイクル保管庫の補助金を申請する際には、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書と、その土地の登記簿謄本が必要になります。



事前に保管庫設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらいましょう。(必ず土地の履歴事項全部証明書等の確認を！)

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

申請書の取り寄せ (登録団体)

電話連絡または来課等で補助金申請に必要な書類を入手してください。

申請書の提出 (登録団体)

設置及び購入先が決定したら関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置見積書又は販売価格の分かるもの
- ・設置場所の位置案内図
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書
- ・土地の履歴事項全部証明書

申請内容に変更が生じた場合は変更届の提出が必要になります。

- ・リサイクル保管庫設置交付申請内容変更届（様式第2号）

決定通知の送付 (市役所)

申請書類を確認後、下記の通知書を送付します。

〈補助金の交付を適当と認めた場合〉

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）

〈補助金の交付を不適当と認めた場合〉

- ・リサイクル保管庫設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）

保管庫の設置及び購入 (登録団体)

リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）の確認後、保管庫の設置及び購入を開始してください。

請求書及び完了届の提出 (登録団体)

保管庫の設置完了後、関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第5号）
- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第6号）
- ・領収書
- ・完成写真
- ・通帳の写し

補助金の支払い (市役所)

関係書類の確認後、指定の口座へ振り込みします。

☆☆助成金交付申請書を提出する前に今一度確認をお願いします☆☆

チェック表

「申請書及び実績報告書（様式第4号）」のチェック

- 申請書に記入した団体名・氏名・住所は、説明会の際に配布した封筒または郵送されてきた封筒の宛名シールどおりになっていますか？
- 印鑑の押しもれはありませんか？ シャチハタ印はダメです。
- 回収品目数量の記入漏れや計算間違いはありませんか？
- 期間（1～6月または7～12月）内の全ての実施分が記入されていますか？
※特に1～3月は、年度が違いますので、申請漏れに注意してください。

「請求委任書・受領委任書（様式第5号）」のチェック

請求委任書

- 請求委任書の団体名・役職名・氏名・住所は、申請書と同じになっていますか？
- 印鑑の押しもれはありませんか？また、申請書と同じ印鑑が押してありますか？
- 振込先金融機関の口座番号や口座名義は通帳と同じになっていますか？
※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号の部分ではなく、振込み用の口座番号が別に記載されていますので通帳をご確認ください。
- 口座名義が団体名・役職名・氏名と一文字でも違う場合は、受領委任書の記入が必要ですが。
※ゆうちょ銀行の場合は、必ず受領委任書の記入をしてください。

受領委任書

- 受領委任書に記入した団体名・役職名・氏名・住所は、請求委任書と同じになっていますか？
- 印鑑の押しもれはありませんか？また、申請書と同じ印鑑が押してありますか？

◎印鑑はすべて同じものを押してください。

熊本市環境局 資源循環部 ごみ減量推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL096-328-2365

E-Mail gomigenryou@city.kumamoto.lg.jp